

青森県報

第二千九百七十八号

平成二十年
八月二十九日
(金曜日)

目 次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……一
- 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定医療機関の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定施術者の施術所の廃止の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による施術者の指定……………(同) ……二

公 告

- 平成十九年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況の公表……………(財産管理課) ……三
- 平成二十一年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札……………(県民生活文化課) ……三
- 出先機関
 - 土地改良区の役員の退任……………(東青地政局) ……四
 - 土地改良区の役員の就任及び退任……………(三八地域局) ……四
 - 右 同……………(同) ……五
 - 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……五
 - 土地改良事業の工事の完了……………(同) ……六
- 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部

訂正……………(事務局) ……六

正 誤

平成二十年八月二十二日定例告示中……………(団体経営改善課) ……六

告 示

青森県告示第六百六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
井沼洋クリニック	北津軽郡中泊町大字宮野沢字浦島九八の一	平成二〇・四・三〇
名久井歯科医院	八戸市吹上一丁目一三の一	二〇・六・三〇
調剤薬局ツルハドラッグ新井田店	八戸市大字新井田字法光野三三の六	二〇・七・三
津軽保健生活協同組合 健康すこやかクリニック	弘前市大字野田一丁目一の二七	"

青森県告示第六百七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名 医療法人洋苑会井沼洋 クリニック いずみ調剤薬局 ミツワ薬局田町店	所在地又は住所 北津軽郡中泊町大字宮野沢字浦島九八 の二 十和田市西十二番町一の一 弘前市大字田町五丁目六の八	指定年月日 平成二〇・五・一 二〇・七・一 "
--	---	----------------------------------

青森県告示第六百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分 変更前 すみれクリニック	名称又は氏名	所在地又は住所 上北郡東北町上北北二丁目三四の一三	変更年月日 平成二〇・六・二
区分 変更後 すみれ内科クリニック	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日

青森県告示第六百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分 変更前 訪問看護ステーションこと	名称又は氏名	所在地又は住所 弘前市大字若党町一八グ リーンコーポA室	変更年月日 平成二〇・六・二〇
---------------------------	--------	------------------------------------	--------------------

変更後 ぶき	弘前市大字清野袋字岡部 四三三の一
-----------	----------------------

青森県告示第六百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 桜田弥四郎	住 所 十和田市稲生町 四の三七	施術所の名称 桜田整骨院	施術所の所在地 十和田市稲生町 四の三七	廃止年月日 平成二〇・七・二七
--------------	------------------------	-----------------	----------------------------	--------------------

青森県告示第六百十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 桜田博幸	住 所 十和田市稲生町 四の三八	施術所の名称 桜田整骨院	施術所の所在地 十和田市稲生町 四の三七	指定年月日 平成二〇・七・二四
-------------	------------------------	-----------------	----------------------------	--------------------

公 告

平成十九年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の第二項の規定により財団法人道庁県会館から平成十九年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があつたので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 建物共済事業

分担金その他の収入 一、八二七、三七八、三八三 円

災害共済金、経費その他の支出 九五七、三〇二、四八六 円

正味財産 二二、五九九、七八二、二七五 円

二 機械損害共済事業

分担金その他の収入 七六六、九六二、一三五 円

災害共済金、経費その他の支出 二二一、九五二、〇二八 円

正味財産 六、八七二、二七〇、一〇七 円

平成二十一年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年八月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

1 業務名 平成二十一年度刊行『青森県史 文化財編 美術工芸』制作業務

2 業務内容 入札説明書による。

3 履行期限 平成二十二年三月三十一日

4 納入場所 入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

い者であること。

2 平成十七年七月二日青森県告示第五百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の規定により、一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

三 入札説明書の交付場所等

1 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県環境生活部県民生活文化課分室（県史編さんグループ）

電話 〇一七 七三四 九三三八

2 入札説明会の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

(二) 日時

平成二十年九月四日 午後二時

四 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階A会議室

2 日時 平成二十年九月十一日 午前十時

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号により免除する。

2 契約保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百五十九条の規定による。

六 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

七 最低制限価格

八 最低制限価格を設定する。
落札者の決定方法

九 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調書を入札書の提出期限までに青森県環境生活部県民生活文化課長に提出しなければならない。
なお、当該調書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年八月二十九日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の 年 月 日
理事	東 基衛	青森市大字左堰字野田六一の一	平成二〇・七・二六

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、福土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十年八月二十九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年 月 日
理事	高橋 房人	三戸郡南部町大字小泉字上館野九	平成二〇・五・一就任
	庭田 正男	大字苫米地字明戸一八	
	夏堀 敏	大字在家五の一	
	庭田 豊茂	字後小路六の一	
	源波 宮治	大字福田字館先一九の一	
	川井 健雄	字西久根四三の一	
	久保田泰三	大字森越字町小路一三	
	小泉 功	大字小泉字小泉二二の一	
	藤田 博康	大字福田字町中一四	
	藤田 順作	大字片岸字夏沢道添二七の一	
	三		
	松村 範明	大字苫米地字下宿二	
	庭田 英世	字後小路一	
	夏堀 實	大字片岸字砂場一六の一	
	島守 正	大字高橋字鳥居後一八の一	
	小泉 正	大字小泉字小泉一四	
監事	川守田 亮	大字苫米地字明戸二二	
	夏堀 義雄	字町中二六	
	磯川 齊	大字森越字前田一三	
理事	夏坂 政雄	大字苫米地字観音平二六の一	平成二〇・四・三退任

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理事	佐々木定男	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地二	平成 三〇・七・二六就任
"	佐々木英助	大字上市川字十文字辻二の	"

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

平成二十年八月二十九日

土地改良法の規定により、蛭川土地改良区から、次のとおり役員
の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

土地改良区の役員
の就任及び退任

監 事	高橋 勝敏	大字高橋字中道二二	"
"	夏堀 文雄	大字苦米地字明戸二一 字下宿一七	"
"	川守田 亮	大字小泉字小泉一四 一一の一	"
"	小泉 功	"	"
"	小泉 正	大字小泉字小泉一四 一一の一	"
"	源波 宮治	大字福田字館先一九の一	"
"	八木田 実	大字苦米地字沼廻八二	"
"	滝田 彦作	大字片岸字片岸四二	"
"	夏堀 義雄	字町中二六	"
"	夏堀 徹	字白山堂二四の	"
"	庭田 英世	大字苦米地字後小路一一	"
"	島守 正	大字高橋字鳥居後一八の一	"
"	庭田 正人	大字苦米地字後小路六	"
"	川井 健雄	大字福田字西久根四三の一	"
"	久保田泰三	大字森越字町小路一三	"
"	藤田 博康	"	"
"	川井 祐一	大字福田字町中九	"
"	庭田 正男	字明戸一八	"
"	夏堀 敏	大字苦米地字大在家五の一	"
"	高橋 房人	大字小泉字上館野九	"

土地改良法の規定により、天満下土地改良区の定款の変更を平成二十年七月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

土地改良区の定款変更の認可

監 事	鈴木 勝康	八戸市大字市川町字轟木六七の三	"
"	鳥谷部 正光	大字上市川字窪田三三の一 字蛭川村八六の四	"
"	松坂 郁夫	大字上市川字窪田三三の一	"
"	川崎 一雄	大字切谷内字大沢尻六四の	"
"	佐々木文男	字堺谷地一の一	"
"	橋 敬悦	大字上市川字大峯嶽四三の	"
"	小保内武男	字外ノ沢四の	"
"	大久保正俊	大字切谷内字大森二二	"
"	佐々木英助	大字上市川字十文字辻二の	三〇・七・二五退任
理 事	佐々木定男	大字切谷内字粒ヶ谷地二一	"
"	佐々木文男	大字上市川字十文字辻二の	"
"	山田 光義	字兔内一二	"
"	松坂 勝二	大字上市川字畑田三五の三	"
監 事	佐々木健三	大字上市川字家ノ後一七の	"
"	鈴木 勝康	八戸市大字市川町字轟木六七の三	"
"	小保内健一	三戸郡五戸町大字切谷内字高田川原四の	"
"	川崎 一雄	大字切谷内字大沢尻六四の	"
"	佐々木文男	字堺谷地一の一	"
"	橋 敬悦	大字上市川字大峯嶽四三の	"
"	大久保正俊	大字切谷内字大森二二	"

平成二十年八月二十九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

土地改良事業の工事の完了

根岸地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年八月二十九日

三八地域県民局長 堀 内 芳 男

- 一 県営土地改良事業の名称
基幹水利施設補修事業

- 二 工事完了年月日

平成二十年五月三十日

選挙管理委員会

正 誤

青森県選挙管理委員会告示第六十号

平成二十年一月二十八日青森県選挙管理委員会告示第七号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成二十年八月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政治団体の収支報告書の要旨の平成19年分(1)政党の支部（解散）のア統括表自由民主党青森県八戸市第二支部の項中

4,798,145	4,798,145
2,828,145	2,828,145
1,970,000	1,970,000
4,798,145	4,798,145
1,470,000	1,420,000
500,000	550,000
1,970,000	1,970,000

を に訂正する。

団体経営改善課

発行年月日 平成二十年八月二十九日	区分 告示	番号 第五九三号	ページ 二	段 下	行 表中	誤 名久井村	正 昭和二十八年九月三十日現在における名久井村
----------------------	----------	-------------	----------	--------	---------	-----------	----------------------------

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭